

宇都宮市地域公共交通感染症拡大防止対策事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市長は、地域公共交通における感染症拡大防止対策に必要な費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和62年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内を運行する路線バス事業者
- (2) 市内に営業所またはそれに準ずる施設を置くタクシー事業者

(補助対象事業等)

第4条 市長は補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象者ごとの補助対象事業、補助対象経費の区分及び補助率は別表1に定めるものとする。
- 3 国の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、感染症拡大防止対策事業については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、車内等の混雑緩和対策事業については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 路線バス事業者については市内を運行する車両数を確認できる書類、タクシー事業

者については、営業所等所在地及び認可車両数を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書等を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の承認)

第8条 補助対象者は、補助対象事業に変更等が生じる場合には、遅滞なく変更等の内容及び理由を、補助事業等変更・中止・廃止申請書(様式第3号)により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、承認するときには補助金等取消・変更交付決定通知書(様式第4号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したとき又は当該年度の末日までに、規則第12条に規定する事業実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 使用状況報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書等を審査の上、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、額の確定を行い、補助金等確定通知書(様式第6号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第11条 補助金の支払いは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第7条の規定により交付決定した額の範囲内で補助金を概算払することができる。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは交付請求書(様式第7号)に補助金等確定通知書の写しを添えて、前条ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは補助金等交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消に係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 (第4条第2項関連)

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費の区分	補助率
路線バス事業者	感染症拡大防止対策事業(幹線バス車両)	感染症拡大防止対策に係る設備の導入に要する経費(車載用空気清浄機, 車内抗菌加工, 運転席仕切りカーテン隔壁の設置, リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入等に要する経費)	1/2 (路線バス車両1台あたり上限6万円)
	車内等の混雑緩和対策事業	車内等の混雑緩和対策のために必要な臨時便の運行に要する費用(人件費, 燃料油脂費, 一般管理費等その他経費)	全額
タクシー事業者	感染症拡大防止対策事業(タクシー車両)	感染症拡大防止対策に係る設備の導入に要する経費(車載用空気清浄機, 車内抗菌加工, 運転席仕切りカーテン隔壁の設置, リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入等に要する経費)	1/2 (タクシー車両1台あたり上限4万円)
	感染症拡大防止対策事業(地域内交通車両)	感染症拡大防止対策に係る設備の導入に要する経費(車載用空気清浄機, 車内抗菌加工, 運転席仕切りカーテン隔壁の設置, リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入等に要する経費)	2/3 (地域内交通車両1台あたり上限5万3千円)

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日限り、その効力を失う。